

京都市告示第589号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年 2月28日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂山端線	左京区下鴨北野々神町36番地地先から	旧	メートル 86.50	メートル 4.85 ~ 21.40
	同区松ヶ崎芝本町15番地の2地先まで	新	86.50	5.00 ~ 26.20

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宝が池通	左京区松ヶ崎芝本町13番地の13地先から	旧	メートル 189.00	メートル 11.75 ~ 11.90
	同区下鴨北野々神町36番地地先まで	新	189.00	11.90 ~ 26.20
加茂之荘経3号線	左京区松ヶ崎芝本町13番地の13地先から	旧	189.00	11.75 ~ 11.90
	同区下鴨北野々神町36番地地先まで	新	189.00	11.90 ~ 26.20

(建設局土木管理部道路明示課)